

ニ赤童子仰云、汝ニ學文望ナラバ、一切經ノ御廊ニオワセヨトノ玉、サテ前後ニ男女鬼形ヲ、カリキ、赤童子杖ヲ以テ打拂セツルニ、彼鬼ドモ手ヲ合、ワビエト申キ、シカレバヲノレラ、向後此モノニ障ヲ不可成トアリシニ、無是非旨請ヲ申上、悉ク歸ト、タゞチニ見シニ、予伯父ノ坊主教弘阿闍梨モ長病煩ヒ、氣ソノ砌ノ夢ニ、マノアタリ愚ガ所ヨリ異形ノモノ多ク去ト見ルト、其後本復了、

〔鹽尻四十二〕正徳四年甲午三月霪蒙して日月光なかりしが、四五月の比、肥前長崎港疫疾大に流行し、比屋病床に臥し死に至る者七千餘に及びし、六月官に請て報九州四國中國の方も又疫氣一時に行れ、是に死する者甚多しと聞ゆ、六七月、難波京師に及び、染疫の家に苦しみ愁ふ、泉南尤甚しく、堺の商家死亡數千人なりし、京にて組を定め人形を作り、夜に入數十人金鼓にて疫を送る事喧びすしく、前代未聞の姿なりし、關東も同じ様にて、我府下中元の前後病に臥し、醫師藥匙をさしをく時なかりし、され共五三日にてやがて本復し、死亡する者は傳へ侍らず、勢江濃三の諸州東都も同じ疫に染ざるはなし、古ヘにいふ三日疫病とはかゝる類にや、

〔閑窓瑣談 下〕天行病

何物語とやらいふ書正徳享保年間の實錄にて、正徳六年の夏熱を煩ふ病人多く、一ヶ月の中書其時にあるせし寫本なり、江武の町々にて死する者八萬餘人に及び、棺をこしらゆる家にても間に合ず、酒の空樽を求めて亡骸を寺院へ葬るに、墓地に埋むる所なければ、宗體に拘らず火葬ならでは不納といふ、依之茶毘所に送り火葬せんとすれば、棺桶の數限りもなく積かさねて、十日二十日の中には火をかける事ならず、其到來の順々に茶毘すれば、日數をはるかに経といふ、こゝにおゐて貧しき者の亡骸は如何ともすべきやうなく、町所の長たる人々も世話行届かで、公廳へ訴へまうせしかば、夫々の御慈悲を賜り、寺院に仰せつけられて、葬がたき亡骸をば、回向の後、菰に包みて舟に乗